公　募　公　告

令和８年１０月２８日（水）
支出負担行為担当官
千葉地方法務局長　谷　石　健

千葉地方法務局では、令和９年４月１日から千葉市若葉区桜木六丁目の地区内及びその周辺において、不動産登記法第１４条第１項に定める地図の作成作業を予定しています。

ついては、同法第１４条第１項に定める地図作成作業に必要となる現地事務所及び駐車場を下記のとおり公募します。

記

１　公募に付する事項

(1) 件　　名　令和９年度千葉地方法務局不動産登記法第１４条第１項地図作成作業現地事務所及び駐車場の賃貸借

(2) 契約期間　令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで。ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和１１年３月３１日(土)までを限度に更新できるものとする。なお、契約期間は、契約当事者の協議により、変更することができるものとする。

(3) 現地事務所及び駐車場の仕様　募集要項による。

２　公募に参加できる者

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年４月３０日勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしな

い者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア　契約の相手方として不適当な者

(ｱ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(ｲ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ｳ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ｵ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ　契約の相手方として不適当な行為をする者

(ｱ) 暴力的な要求行為を行う者

(ｲ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ｳ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(ｴ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(ｵ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 千葉地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(7) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(8) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は千葉県知

事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

３　募集要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

千葉市中央区中央港一丁目１１番３号　千葉地方合同庁舎４階
千葉地方法務局会計課用度係（担当：三上）
ＴＥＬ　０４３－３０２－１３２６（直通）

(2) 交付期間

令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月２７日（金）までの平日午前８時３０分から午後５時１５分まで

４　応募方法

(1) 提出書類

本公募に参加を希望する者は、下記(2)の提出方法等により、次の書類を各１部ずつ提出しなければならない。

ア　公募参加申込書
イ　契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する書面（誓約書）
ウ　（仲介人として公募に参加する場合）当該仲介人が国土交通大臣又は東京都知事による宅地建物取引業の免許を受けていることを証する書面
エ　提案する現地事務所（建物）に係る疎明資料等
オ　提案する駐車場に係る疎明資料等
カ　（代理人が参加する場合）代理人であることを証する書面（委任状）

(2) 上記(1)の書類の提出方法等

ア　受付期間
令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月２７日（金）まで
平日　午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　提出方法
持参又は郵送（上記アの受付期間内に必着）

ウ　受付窓口
上記３(1)交付場所及び問合せ先のとおり

５　応募の無効

上記４記載の応募方法により本公募に応募をしない者及び上記２記載の公募に参加できる者の要件を全て満たさない者がした応募は、無効とする。

６　詳細等

詳細等は募集要項による。

以　上